

第9回 常願寺川、神通川、庄川及び小矢部川等  
大規模氾濫に関する減災対策協議会 幹事会  
議事概要

開催日時：令和5年3月14日（火）10：30～12：00

場所：富山河川国道事務所 3階 大会議室 および テレビ会議

次第：開会

1. 議事

- (1) 規約改正（案）について
- (2) 第8回協議会報告
- (3) 各流域の減災に係る取組について
  - ・各流域の減災に係る取組方針の更新について
  - ・取組方針に基づく状況報告について
- (4) 県管理河川の減災に係る取組について
  - ・県管理河川の減災に係る取組状況について
  - ・県管理河川の減災に係る取組方針について
- (5) 常願寺川・神通川タイムライン検討専門部会（仮称）の設立について

2. その他報告事項

- ① 庄川・小矢部川タイムライン検討専門部会報告
- ② 洪水ハザードマップの作成状況及び課題について
- ③-1 要配慮者利用施設の避難確保計画の作成状況及び課題について
- ③-2 要配慮者利用施設の避難確保計画の作成状況  
及び防災安全交付金の重点配分対象の見直しについて
- ④ 富山県内の流域治水プロジェクト策定状況
- ⑤ 富山県砂防課からのお知らせ

閉会

議事概要：

<規約改正（案）について>

- 事務局より、幹事会構成機関である高岡市の副幹事の役職名を「危機管理室長」から「危機管理課長」へと変更する規約改正案について、説明が行われた。
- 提示した規約改正について了承された。

<第8回協議会報告について>

- 事務局より、協議会の議論に関する報告について説明が行われた。
- 内容について了承された。

<各流域の減災に係る取組について>

- 事務局より、各流域の減災に係る取組方針の更新案について、説明が行われた。
- 内容について了承された。
  
- 事務局および各機関より、各流域の減災に係る取組方針に基づく令和4年度の取組実施状況について説明が行われた。
- 内容について了承された。

<県管理河川の減災に係る取組について>

- 富山県および各機関より、県管理河川における取組方針に基づく令和4年度の取組実施状況について説明が行われた。
- 富山県より、県管理河川の減災に係る取組方針の変更案について説明が行われた。
- 内容について了承された。

<常願寺川・神通川タイムライン検討専門部会（仮称）の設立について>

- 事務局より、常願寺川・神通川タイムライン検討専門部会（仮称）を新たに設立することについて提案が行われた。
- 北陸電力（株）：資料 7-2「常願寺川・神通川タイムライン検討専門部会（仮称）規約（案）」の構成機関のリストで北陸電力からは「高岡支店」が参画することとされているが、これは庄川・小矢部川タイムライン検討専門部会の構成機関を参考されたものであり、まだ現段階では意図をして設定されたものではないという認識で良いか。社内で協議し、どの部署が参画するかを改めて示したい。  
→事務局：その点については今後調整させていただく。
- 内容について了承された。

<その他報告事項>

- 事務局および富山県より、その他報告事項について情報共有が行われた。
  - 報告事項のうち「③-1 要配慮者利用施設の避難確保計画の作成状況及び課題について」においては、避難等に関する南砺市から河川管理者への要望について、南砺市より補足説明が行われ、事務局より回答が行われた。
    - 南砺市からの要望・意見：①「重ねるハザードマップ」の小矢部川の浸水想定区域は、「小矢部川水系小矢部川洪水浸水想定区域図(想定最大規模)」に基づくものと思うが、一方で南砺市の洪水ハザードマップは、「小矢部川水系小矢部川・渋江川洪水浸水想定区域図参考図(想定最大規模、支川等溢水)」に基づくものであり、不一致の状態である。地区住民が重ねるハザードマップにより自宅を拡大して確認したくても同じものを見れない状態であるため、より規模が大きい方で掲載してほしい。
    - ②ダム管理者からのFAXにより放流量はわかるが具体的にどの地点でどれだけの水位になるかわからないため、住民への避難情報等に繋がらない。
- 事務局：①現状として国土地理院の「重ねるハザードマップ」で提供しているのは一級河川の国が作成した浸水想定区域図のみとなっており、すぐに要望通りに対応することはできないが、機会があれば上位機関に話をさせていただく。
- ②本件もこの場ですぐに対応することはできないが、過去のダム放流時の水位上昇に関する事例の資料だけはあるため、今後の水防連絡会や減災対策協議会で対応できればと考えているので、お時間を頂きたい。また本件については個別で相談・対応させていただきたい。

— 以上 —